

検定会員候補者制度運営要綱

平成15年10月3日制定

平成17年4月1日改正

平成23年4月1日改正

1. 制度の目的

この制度は、公益社団法人日本証券アナリスト協会（以下「本会」という。）の検定会員になることを目指して「証券アナリスト教育および試験制度」に参加した者のうち、この要綱の定めに該当する者を本会が検定会員候補者（略称「検定会員補」）として登録し、本会事業の諸情報、出版物およびセミナー等への参加機会等を提供することを通じ、その専門知識、能力の向上を支援し、もって証券アナリストの裾野拡大に資することを目的とする。

2. 検定会員補への登録および登録抹消

- (1) 検定会員補への登録は、下記(2)に該当し所定の登録申込書を提出した者について行うものとし、登録申込書提出日の翌月1日付をもって登録する。
- (2) 検定会員補の登録を申込むことができるのは、次のいずれかに該当する者とする。
 - イ. 証券アナリスト第2次試験合格者であって、本会の検定会員になっていない者。
 - ロ. 証券アナリスト第1次試験3科目合格者であって、本会が指定する証券アナリスト職業行為基準講習（通信教育）を受講し、所定の修了認定を受けた者。
- (3) 検定会員補の登録は、次のいずれかに該当したときに抹消する。
 - イ. 所定の登録廃止届が提出されたとき。
 - ロ. 本会の検定会員になったとき。
 - ハ. 登録継続費の納入を6か月以上遅延したとき。
- ニ. 第4項第(4)号に定める登録抹消の懲戒を受けたとき。
- (4) 前号の規定により、検定会員補の登録が抹消されたときは、既納の登録料および登録継続費は返還しない。

3. 登録証の交付および諸情報等の提供

- (1) 本会は、検定会員補に「検定会員候補者登録証」を交付する。
- (2) 本会は、事業に関する諸情報のうち、適当と認めた情報については、原則として無料で検定会員補に提供する。
- (3) 本会の各種セミナー、講演会等の参加型事業および本会の出版物等のうち有料で提供されるものについては、原則として検定会員補にも会員料金を適用する。

4. 検定会員補の遵守事項および懲戒

- (1) 検定会員補に登録を希望する者は、別に定める登録料および登録継続費を負担しなければならない。
- (2) 検定会員補は、本会の検定会員候補者であることを自覚して行動するものとし、本会または本会会員の信用と名誉を傷つける行為をしてはならない。
- (3) 検定会員補は、証券分析業務を行うに当たって、職業行為基準に定める事項を遵守しなければならない。

- (4) 本会は、検定会員補が前第(2)号または第(3)号に違反したときは、当該検定会員補を懲戒することができる。懲戒は、注意または登録抹消のいずれかの方法により行う。
- (5) 前号の懲戒は、第6項第(1)号に基づく細則として本会専務理事が定める「検定会員候補者規律審査規則」に従って審査に付したうえで、行うこととする。

5. 名称の使用等

- (1) 検定会員補は、本会の検定会員候補者であることを示す必要がある場合は、原則として次のいずれかの名称を使用するものとする。
 - イ. 日本証券アナリスト協会検定会員候補(者)
 - ロ. 日本証券アナリスト協会検定会員補
 - ハ. Candidate for CMA (CCMA)
- (2) (1)の名称は良識ある方法で用いるものとし、本会の会員であるとの誤認を与えないようにしなければならない。

6. 雑則

- (1) この制度に関する事務は本会事務局が処理するものとし、事務執行に関し必要な細則は本会専務理事がこれを定める。
- (2) 本会事務局に検定会員補登録簿をそなえ、所定事項を記載する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

第2項、第4項の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日(公益法人の設立登記の日)から施行する。